

別表 1

## 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

本評価基準表は、国道 114 号 CM 業務委託（道整・再復）公募型プロポーザル方式において技術提案書を特定するための評価基準である。

本評価基準表において、次の事項を共通事項とする。

- ① 評価基準日は令和 8 年 2 月 5 日（技術提案書の提出期限の日）とする。企業及び配置技術者の実績については、評価基準日までの履行実績とする。
- ② 実績とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事に関する業務（以下、「公共工事に関する業務」という。）の履行実績をいう。
- ③ 同種業務とは CM（コンストラクション・マネジメント）業務、PM（プロジェクト・マネジメント）業務、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）業務、事業監理（事業促進 PPP）業務、類似業務とは発注者支援業務、工事監督支援業務、技術資料作成業務、調査等管理業務、施工管理業務、用地調査管理等業務、用地補償総合技術業務、用地アセスメント調査業務、用地調査点検等技術業務、裁決申請等関係資料作成整理等業務をいう。
- ④ 管内とは相双建設事務所の管轄する市町村（相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、葛尾村、川内村）をいう。

### 1. 企業の実績

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
企業の実績  10点	① 業務遂行技術力	・ 過去 15 年間に同種業務実績が 3 件以上ある場合	5 点	
		・ 過去 15 年間に同種業務実績が 1～2 件または類似業務実績が 3 件以上ある場合	3 点	
		・ 上記に該当しない場合	0 点	
		得 点	／ 5 点	
	[評価基準]		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。</li> <li>・ <b>設計共同体的場合は、代表者の実績を評価する。</b></li> </ul>	
	② 当該地域における業務実績	・ 過去 5 年間に管内における業務実績がある場合	5 点	
		・ 過去 5 年間に県内における業務実績がある場合	3 点	
		・ 上記に該当しない場合	0 点	
		得 点	／ 5 点	
	[評価基準]		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価にあたっては、管内における実績を優先する。</li> <li>・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。</li> <li>・ <b>設計共同体的場合は、代表者の実績を評価する。</b></li> </ul>	
合 計			／ 10 点	

2. 配置技術者の技術力

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
a. 管理技術者の技術力  20点	① 技術者資格	・ 技術士資格【総合技術監理部門（建設一道路科目）】、且つ公共工事品質確保技術者（I）資格を有する場合	4点
		・ 技術士資格【総合技術監理部門（建設一道路科目）】を有する場合	3点
		・ 技術士資格【建設部門（鋼構造及びコンクリート科目又は土質及び基礎科目又は施工計画、施工設備及び積算科目又は建設環境科目又は都市及び地方計画科目）】、且つ公共工事品質確保技術者（I）資格を有する場合	2点
		技術士資格【建設部門（鋼構造及びコンクリート科目又は土質及び基礎科目又は施工計画、施工設備及び積算科目又は建設環境科目又は都市及び地方計画科目）】、又は公共工事品質確保技術者（I）資格を有する場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／4点
	② 技術研鑽への取り組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／1点
	③ 実務実績	・ 過去15年間に同種業務実績がある場合	5点
		・ 過去15年間に類似業務実績がある場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／5点
		[評価基準] ・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先する。	
	④ 業務成績	・ 過去5年間に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定（技術者に対する評定点）が75点以上であったことがある場合。	1点
・ 上記に該当しない場合		0点	
得点		／1点	
⑤ 地域精通度	・ 過去15年間に管内における業務実績（同種業務又は類似業務又は道路設計関係業務）がある場合	2点	
	・ 過去15年間に県内における業務実績（同種業務又は類似業務又は道路設計関係業務）がある場合	1点	

		・ 上記に該当しない場合	0 点
		得 点	／ 2 点
	[評価基準]		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価にあたっては、管内における実績を同種業務、類似業務、道路設計関係業務の順位で評価した上で、県内における実績を同様の順位で評価する。</li> <li>・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。</li> </ul>		
	⑥ 手持ち業務 (契約予定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該業務が完成するまで、当該業務の管理技術者に専任できる場合                      なお、「専任」とは当該業務の契約期間全期間にわたって他の業務（発注者を問わない）に従事せず、当該業務にのみ従事することをいい、他の業務において主任技術者、管理技術者、担当技術者、照査技術者又は社内審査員となっている場合、評価対象とならない</li> </ul>	7 点
・ 上記に該当しない場合		0 点	
得 点		／ 7 点	
a 小 計		／ 20 点	

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
b. 担当技術者【技術】の技術力  15点	① 技術者資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士資格【総合技術監理部門（建設一道路科目又は一鋼構造及びコンクリート科目又は一土質及び基礎科目又は一施工計画、施工設備及び積算科目又は一建設環境科目又は一都市及び地方計画）】を有する場合</li> </ul>	5点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士資格【建設部門（道路科目又は鋼構造及びコンクリート科目又は土質及び基礎科目又は施工計画、施工設備及び積算科目又は建設環境科目又は都市及び地方計画科目）】、且つ公共工事品質確保技術者（Ⅰ）資格を有する場合</li> </ul>	4点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士資格【建設部門（道路科目又は鋼構造及びコンクリート科目又は土質及び基礎科目又は施工計画、施工設備及び積算科目又は建設環境科目又は都市及び地方計画科目）】を有する場合</li> </ul>	3点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ）資格を有する場合</li> </ul>	2点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事品質確保技術者（Ⅱ）資格、又は R C C M（道路部門又は鋼構造及び</li> </ul>	1点

	コンクリート部門又は土質及び基礎部門 又は施工計画、施工設備及び積算部門又 は建設環境部門又は都市及び地方計画部 門) を有する場合	
	・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	/5点
② 技術研鑽への取組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント (学習履歴単位) を取得している場合	3点
	・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	/3点
③ 実務実績	・ 過去15年間に同種業務実績がある場 合	3点
	・ 過去15年間に類似業務実績がある場 合	1点
	・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	/3点
	[評価基準]	
	・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。	
④ 業務成績	・ 過去5年間に配置技術者として携わっ た福島県が発注した業務において、技術 者評定(技術者に対する評定点)が7.5点 以上であったことがある場合。	1点
	・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	/1点
⑤ 地域精通度	・ 過去15年間に管内における業務実績 (同種業務又は類似業務又は道路設計関 係業務)がある場合	3点
	・ 過去15年間に県内における業務実績 (同種業務又は類似業務又は道路設計関 係業務)がある場合	1点
	・ 上記に該当しない場合	0点
	得点	/3点
	[評価基準]	
	・ 評価にあたっては、管内における実績を同種業務、類 似業務、道路設計関係業務の順位で評価した上で、県 内における実績を同様の順位で評価する。	
	・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内 で実績があれば管内実績があるものと見なす。	
	b 小計	/15点

b. 担当技術者の技術力の評価対象とする技術者は、様式 6-2 に記載した主たる担当技術者(技術)とする。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
c. 担当技術者【用地】の技術力  15点	① 技術者資格	・ 補償業務管理士（総合補償部門）又は補償業務管理士（土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全て）を有し、且つ用地対策連絡（協議）会【全国、地区を問わない】からの表彰を受けている場合	5点
		・ 補償業務管理士（総合補償部門）又は補償業務管理士（土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全て）を有する場合	4点
		・ 補償業務管理士（部門は問わない）を有し、且つ用地対策連絡（協議）会【全国、地区を問わない】からの表彰を受けている場合	3点
		・ 用地対策連絡（協議）会【全国、地区を問わない】からの表彰を受けている場合	2点
		・ 補償業務管理士（部門は問わない）を有する場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／5点
	⑤ 技術研鑽への取り組み	・ CPD制度で1年以上継続してポイント（学習履歴単位）を取得している場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／3点
	⑥ 実務実績	・ 過去15年間に同種業務実績がある場合	3点
		・ 過去15年間に類似業務実績がある場合	1点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	／3点
			[評価基準]
		・ 評価にあたっては、同種業務実績を優先とする。	
⑦ 業務成績	・ 過去5年間に配置技術者として携わった福島県が発注した業務において、技術者評定（技術者に対する評定点）が75点以上であったことがある場合。	1点	
	・ 上記に該当しない場合	0点	
	得点	／1点	
⑤ 地域精通度	・ 過去15年間に管内における業務実績（用地取得に係る同種又は類似業務）がある場合	3点	
	・ 過去15年間に県内における業務実績（用地取得に係る同種又は類似業務）がある場合	1点	

		・ 上記に該当しない場合	0 点
		得 点	/ 3 点
	[評価基準]		
	・ 評価にあたっては、管内における実績を同種業務、類似業務、県内における実績を同様の順位で評価する。 ・ 複数管内にまたがる業務においては、関係する管内で実績があれば管内実績があるものと見なす。		
		c 小 計	/ 15 点
		合 計	/ 50 点

c. 担当技術者の技術力の評価対象とする技術者は、様式 6-2 に記載した主たる担当技術者（用地）とする。

### 3. 業務実施方針

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
業務実施方針  20点	① 業務内容の理解度	・ 目的・条件・内容の理解度が高く、想定したリスクも含めて簡潔に記載されていると認められる場合	10点
		・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	6点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得 点	/ 10 点
	② 実施手順	・ 業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合	5点
		・ 上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合	3点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得 点	/ 5 点
	③ 工程の妥当性	・ 想定される業務量が工程に反映され、実施手順と工程計画、業務実施体制に整合が確認できる場合	5点
		・ 実施手順との整合が認められる場合	3点
・ 上記に該当しない場合		0点	
得 点		/ 5 点	
		合 計	/ 20 点

### 4. 特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
特定テーマ に対する技 術提案  50点	1 的確性 1) 与条件の理解度	・ 地形、環境、地域特性等与条件の理解度が高く、事業展開上のリスク抽出がなされ、課題解決の方向性や用地取得関連業務への反映方法についても十分に確認できる場合	10点

		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合</li> </ul>	5点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/10点
	2) 技術提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術提案において、業務に必要な着眼点、問題点、課題抽出方法、解決方法等に加え、用地取得関連業務の監理手法が確認でき、業務実施体制も含め実行性を備えた特定テーマに相応しい内容である場合</li> </ul>	30点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の評価対象に比べてやや内容が不十分である場合</li> </ul>	15点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/30点
	3) 業務の重要度の反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の重要度を考慮した提案になっている場合</li> </ul>	2点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/2点
	4) 業務の難易度の反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の難易度に相応しい提案になっている場合</li> </ul>	2点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/2点
	2 実現性		
	1) 説得力	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容の説得力が十分であると認められる場合</li> </ul>	2点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の評価対象に比べてやや内容に不足がある場合</li> </ul>	1点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/2点
	2) 裏付けとなる業務実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業若しくは配置技術者の業務実績から、提案内容を裏付ける実績が確認できる場合</li> </ul>	2点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/2点
	3 独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>工学的知見等に基づく前例のない技術提案、複数の既存技術を統合化する等独創的な提案がある場合</li> </ul>	2点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の評価対象に比べてやや独創性に欠ける場合</li> </ul>	1点
		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に該当しない場合</li> </ul>	0点
		得点	/2点
		合計	/50点

5. ヒアリング

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
ヒアリング 40点	① 専門技術力	・ 説明内容が技術提案書の内容をよく補完しており、専門技術を十分に発揮できると認められる場合	30点
		・ 技術提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合	15点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/30点
	② 取組み姿勢	・ 取組み意欲が強く感じられる場合	5点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
	③ コミュニケーション力	・ 質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合	5点
		・ 上記に該当しない場合	0点
		得点	/5点
合計		/40点	

総計 170点

6. 参考見積

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
参考見積	業務コストの妥当性	・ 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には無効とする。	—